

2023年11月22日

第430回理事会

監事監査規程の変更について  
(案)

監事監査規程について、電気事業法の改正により条文番号が変更となったことに伴い、別紙のとおり一部変更を行う。

(施行日：2023年11月22日)

以上

【添付資料】

別紙：監事監査規程 新旧対照表

| 変更前（変更点に <u>下線</u> ）   | 変更後（変更点に <u>下線</u> ）   |
|--|--|
| <p>平成27年5月1日施行<br/><u>2021年7月8日変更</u></p>  | <p>2015年 5月 1日施行<br/><u>2023年11月22日変更</u></p>  |
| <p>監事監査規程</p>  | <p>監事監査規程</p>  |
| <p>第1章 総則</p>  | <p>第1章 総則</p>  |
| <p>（目的）</p>  | <p>（目的）</p>  |
| <p>第1条 この規程は、電気事業法（以下「法」という。）第28条の20第3項及び<u>第28条の50第2項</u>の規定に基づき、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）における監事監査に関する基本的事項を定め、本機関において、法令・諸規程等に従い、会計経理の適正を確保すること及び業務の適正かつ効率的、効果的な運営を検証することにより、財産の保全ならびに組織運営の向上を図ることを目的とする。</p> | <p>第1条 この規程は、電気事業法（以下「法」という。）第28条の20第3項及び<u>第28条の51第2項</u>の規定に基づき、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）における監事監査に関する基本的事項を定め、本機関において、法令・諸規程等に従い、会計経理の適正を確保すること及び業務の適正かつ効率的、効果的な運営を検証することにより、財産の保全ならびに組織運営の向上を図ることを目的とする。</p> |
| <p>（略）</p>   | <p>（略）</p>   |
| <p>附則</p>  | <p>附則</p>  |
| <p>（施行期日）</p>  | <p>（施行期日）</p>  |
| <p>この規程は、平成27年5月1日から施行する。</p>  | <p>この規程は、平成27年5月1日から施行する。</p>  |
| <p>附則（2021年7月8日）</p>   | <p>附則（2021年7月8日）</p>   |
| <p>（施行期日）</p>  | <p>（施行期日）</p>  |
| <p>この規程は、2021年7月8日から施行する。</p>  | <p>この規程は、2021年7月8日から施行する。</p>  |
|  | <p>附則（<u>2023年11月22日</u>）</p>  |
|  | <p><u>（施行期日）</u></p>   |
|  | <p><u>この規程は、2023年11月22日から施行し、2023年4月1日から適用する。</u></p>  |